

かけつけプラス利用規約

I 総則

1. 適用

- (1) 「かけつけプラス利用規約」(以下「本規約」といいます。)は、北海道電力株式会社(以下「当社」といいます。)が提供する「かけつけプラス」(以下「本サービス」といいます。)の利用に関して定めるものとします。
- (2) 本サービスは、当社が都市ガスを供給するお客さまとのガスの需給契約に付帯し、お客さまが本規約に同意の上、申込みされ、当社が承諾したときに適用します。

2. 定義

次の言葉は、本規約においてそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 温水式給湯暖房機
エネルギー源にガスを使用する消費機器のうち、温水を循環させて暖房するとともに、給湯もできる方式の機器をいいます。
- (2) 温水式暖房機
エネルギー源にガスを使用する消費機器のうち、温水を循環させて暖房する機器をいいます。
- (3) サービス対象機器
本サービスに加入したお客さまが所有し、かつ、使用される温水式給湯暖房機の熱源機または温水式暖房機の熱源機をいいます。ただし、店舗や事務所等の業務用として使用される熱源機、またはガスエンジン発電ユニットおよび燃料電池ユニット等と接続される熱源機は含みません。
- (4) 定期点検対象機器
サービス対象機器とサービス対象機器に接続される末端の暖房放熱器をいいます。ただし、配管設備は含みません。

3. 本サービスへの加入条件

本サービスへは以下の加入条件を満たしたお客さまに限り、当社所定の申込書によって申込みされるものとします。

- (1) 当社が都市ガスを供給するお客さま
- (2) お客さまの需要場所内にサービス対象機器があり、お客さまが所有し、かつ、使用されること
なお、お客さまの需要場所内のサービス対象機器を取り外した場合は、当社に申し出するものとし、お客さまの需要場所内のサービス対象機器を取り替えた場合は、再度申込みされるものとします。
- (3) サービス対象機器の設置期間が購入日または設置日から7年以内であること
なお、購入日は、原則としてメーカー保証書に記載の購入日とします。ただし、メーカー保証書がない、または保証書に購入日の記載がない場合は、新品購入時の領収書等

の日付を購入日とします。サービス対象機器が設置済みの中古住宅を購入した場合や、中古のサービス対象機器を設置した場合等は、サービス対象機器のメーカーが定める製造月の1日を設置日とします。購入日および製造月が不明の場合は、加入できません。

4. サービス開始日

本サービスに申込みされた日が属する月の翌々月の1日とします。ただし、その日までに当社とのガスの需給契約が開始されない場合には、それが開始された日が属する月の翌月の1日からとします。

なお、動産総合保険加入者証に記載される補償開始日はサービス開始日とします。

5. 利用料金

本サービスの利用料金は、1月につき次のとおりとします。

月の途中で本サービスの終了、解約があった場合であっても、1月の利用料金とします。

利用料金には、消費税等相当額を含みます。

1 契約につき	800 円 00 銭
---------	------------

利用料金に、当社が需給契約要綱または電気ガスセット割引要綱等によって算定した各月の金額を加えたものを各月のガス料金とし、お客さまは当社に申込みされた支払方法で支払うものとします。ただし、利用料金は当社が算定する延滞利息の対象外とします。

なお、「ほくでんガスプラン for au 立替払いサービス請求規約」または「ほくでんコクリエ ガス料金立替払いサービス請求規約」（以下「立替払いサービス請求規約」といいます。）を適用するお客さまは、立替払いサービス請求規約に基づき、請求するものとします。

6. 本サービスの解約

お客さまが次のいずれかに該当する場合には、本サービスを解約することがあります。この場合には、その旨をお客さまにお知らせします。解約によってお客さまが被った損害については、一切の責任を負わないものとします。

- (1) サービス対象機器を故意に破損、改造したことがわかった場合
- (2) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力等」といいます。）または反社会的勢力等と関係を有する場合
- (3) その他、当社が必要と判断した場合

7. 本サービスの終了等

次のいずれかに該当する場合には、当社は、本サービスを終了します。

- (1) お客さまが本サービスの終了を希望する場合
- (2) ガスの需給契約が廃止または解約等により、ガスの需給契約が消滅した場合
- (3) 加入条件を満たさなくなった場合

また、当社は、お客さまの承諾または当社からの事前の通知を必要とせず、本サービスの一部または全部の中断・終了を行うことができるものとし、中断・終了によってお客さまが

被った損害については、一切の責任を負わないものとします。

II 定期点検サービス

1. 定期点検サービスの提供

(1) 「定期点検サービス」は当社およびイワタニセントラル北海道株式会社（以下「委託先」といいます。）が提供します。

(2) 当社および委託先は、お客さまへ事前に通知した日時に訪問し、定期点検対象機器を点検します。

不在等の場合で、定期点検が実施できなかった場合は、お客さまからの申し出をもとに、再度、訪問日時等を協議するものとします。

なお、再度訪問するも不在の場合は、その年の定期点検を中止します。

2. 実施方法

定期点検はサービス開始日を基準日とし、1年以内に実施します。2年目以降の定期点検については、更新された基準日（サービス開始日から起算して1年が経過する月の1日とし、以降1年ごとに更新します。）から起算して1年以内に実施します。

3. 訪問時間

定期点検の訪問時間は原則として、以下のとおりとします。

訪問時間	対応者
平日 9:00～17:30	当社または委託先

4. 点検項目

定期点検対象機器の点検項目は次のとおりとします。また、定期点検に必要となる電気、ガス、水等はお客さまから無償で提供していただきます。

点検項目
設置状況、動作確認、ガス漏れ・水漏れ確認、異音・異臭・圧力等確認、接続部・フィルター等の確認、エラー表示確認、消耗品の残量等確認

III 修理費相当額の補償サービス

1. 修理費相当額の補償サービスの提供

(1) 「修理費相当額の補償サービス」は当社、三井住友海上火災保険株式会社（以下「引受保険会社」といいます。）および北電興業株式会社（以下「取扱代理店」といいます。）が提供します。

(2) お客さまが使用するサービス対象機器が故障し、委託先またはメーカー等がサービス対象機器を修理するために要した費用を、後日お客さまからの補償申請をもとに、補償します。

2. 利用方法

お客さまが補償申請をする際には、引受保険会社が定める書類を引受保険会社へ提出する必要があります。

引受保険会社は、お客さまより提出された書類を確認次第、お客さま指定の金融口座へ補償金額を振込みます。

3. 補償上限金額

お客さまへ支払う補償上限金額は1回につき15万円（消費税等相当額を含みます。）とします。

4. 補償対象外

次のいずれかに該当する場合には、補償の対象外とします。

- (1) 自然災害による損害
- (2) 外来の事故による損害
- (3) 経年劣化等による損害
- (4) 付属部品（補償の対象本体以外）や消耗品等に生じた損害
- (5) その他の損害

5. その他詳細事項

本規約に定めのない詳細事項は、別途定めるかけつけプラス（修理費補償）重要事項説明書および動産総合保険加入者証によります。

IV その他

1. 本規約の変更

- (1) 当社は、次の場合には、本規約を変更することがあります。この場合には、利用料金、本サービスのサービス条件は、変更後のかけつけプラス利用規約によります。
 - イ 消費税および地方消費税の税率の変更等のやむをえない要因が生じた場合に、必要な限度において利用料金を変更するとき。
 - ロ 民法第548条の4の規定にもとづき、ガス標準約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、本規約を変更する必要がある場合
 - ハ その他、本規約を変更すべき合理的な事由が生じた場合
- (2) 本規約を変更する場合には、変更内容をお客さまにお知らせします。この場合、書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他本サービスの内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせします。この場合、書面の交付は行わない場合があります。

2. 免責事項

当社、委託先、引受保険会社または取扱代理店は、本サービスの提供に関して故意または重大な過失がない限り、お客さまに対して損害賠償義務を負わないものとします。

3. 個人情報の取扱い

当社が保有する個人情報につきましては、次の定款記載の事業において、契約の締結・履行、債権回収および債務の履行、アフターサービス、設備等の形成・保守・保全、アンケートの実施、商品・サービスの改善・開発、商品・サービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘・販売、関係法令により必要とされている業務その他これらに付随する業務を行うために必要な範囲内で利用します。

- (1) 電気事業
- (2) ガス供給事業
- (3) 前各号に関するコンサルティングおよびエンジニアリング
- (4) 前各号に附帯関連する事業

4. 準拠法・管轄裁判所

- (1) 本規約の準拠法は日本法とします。
- (2) 本規約、本サービスに関連する一切の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2021年10月1日 制定

2021年11月1日 改定